

平成 28 年 11 月 1 日より長期優良住宅の申請書類と 工事完了報告書の添付書類が一部変更になります

1 添付図書省略化の概要

登録住宅性能評価機関の技術的審査を受け、適合書を申請書に添付した場合、**正本に限り添付図書の一部を省略**できます。(添付図書のうち、仕様書(仕上表)、各階平面図、用途別床面積表、床面積求積図、立面図、断面図、矩計図、構造図、各種計算書、機器表、状況調査票、認定書等の添付が不要となります。)

副本については、従来どおりすべての図書を添付してください。

[図1] 省略化した「正本」のイメージ(法第5条第1項申請、新築、一戸建ての住宅の例)



2 手数料納付申請書の変更

手数料納付申請書の記載内容が、件数から延床面積に変更になります。[図2]の○で囲んだ部分(実線と破線で囲まれた両方)に必要な事項を記入してください。手数料納付申請書は、建築指導部の窓口にあります。

※組み込み車庫がある建物の場合は、組み込み車庫も含めた延床面積を記入してください。

[図2] 手数料申請書記載例

手数料納付申請書				札幌市建築指導部					
- 太ワクの中をお書きください。				平成 年 月 日					
申請者 (建築主)	住所		氏名						
申請	01 計画変更 中間検査 完了検査	延床面積 ㎡	円	長期優良住宅認定等内訳 ・ 認定 ・ 変更認定 ・ 譲受人決定変更認定 ・ 地位承継承認					
	02 許認可	法条項	円						
	03 仮使用認定		円						
	04-1 優良住宅認定	延床面積 ㎡	円						
	04-2 長期優良住宅認定等	延床面積 ㎡	円						
05 住宅用家屋証明	件	円	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>戸数</th> <th>手数料</th> <th>手数料合計</th> </tr> <tr> <td>戸</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table>	戸数	手数料	手数料合計	戸	円	円
戸数	手数料	手数料合計							
戸	円	円							
その他	06 その他の証明		円	料の納入時間は次のとおりです。 ・ 午前8時45分～午後4時15分 ・ 昼休みは午後0時15分から午後1時までです。					
	07 確認証明 検査済証発行証明		円						
	08 道路指定台帳の写し	件	円						

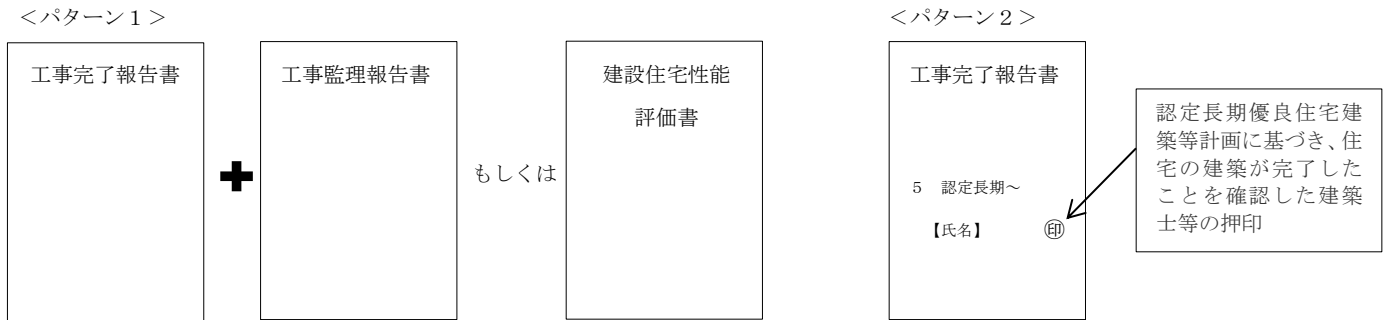
こちらの欄が、件数から
延床面積に変更されました

3 工事完了報告書の添付書類の変更

工事完了報告書に工事監理報告書（建築士法第20条第3項の規定によるもの）もしくは建設住宅性能評価書の写し（登録住宅性能評価機関が発行したもの）の添付又は工事完了報告書に認定長期優良住宅建築等計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した建築士等の押印、のいずれかになります。

なお、従来札幌市HPに公開しておりました「建築士等が、認定長期優良住宅建築等計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した書類」は使用できませんのでご注意ください。

[図3] 工事完了報告書の提出例



4 工事完了報告書の郵送受付

工事完了報告書は窓口のみで受付をしておりましたが、郵送での受付が可能になります。郵送される場合は、下記提出先まで工事完了報告書をお送りください。

控えが必要な場合は、工事完了報告書（副本）と返信用封筒（切手を貼り宛先を記載したもの）を同封してください。札幌市で受付した後、控えを返送いたします。

提出先

札幌市都市局建築指導部 道路確認担当課 道路確認係
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎2階南側②番窓口）
TEL 011-211-2864（直通）

※郵送する際の注意事項

- 書類に不備があった場合は、受付できないことがあります。また、郵送の際の書類の紛失等に関しては、責任を負いません。あらかじめご了承ください。
- 工事完了報告書の受付日は、札幌市役所にて書類を確認できた日になります。

問い合わせ先 札幌市都市局建築指導部建築確認課 011-211-2846
札幌市都市局建築指導部道路確認担当課 011-211-2864